（記載上の注意） 1　法第121条第１項において準用する保険業法第308条の３第１項の指定申請書又は法第121条第１項において準用する保険業法第308条の18第１項の規定による届出書において、代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に合わせて記載して農林水産大臣に提供している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書きで合わせて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。 2　（略） 1～4　（略） 5　役員の氏名等 （中略） （記載上の注意） 1　法第121条第１項において準用する保険業法第308条の３第１項の指定申請書又は法第121条第１項において準用する保険業法第308条の18第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の使命を当該役員の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書きで併せてて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。 2～4　（略） 6　（略） 7　役員の兼職状況 （中略） （記載上の注意） 1　法第121条第１項において準用する保険業法第308条の３第１項の指定申請書又は法第121条第１項において準用する保険業法第308条の18第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の使命を当該役員の使命に合わせて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書きで合わせて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。 2～4　（略） 8～13　（略）	（記載上の注意） 1　法第121条の９第１項において準用する保険業法第308条の３第１項の指定申請書又は法第121条の９第１項において準用する保険業法第308条の18第１項の規定による届出書において、代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に合わせて記載して農林水産大臣に提供している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書きで合わせて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。 2　（略） 1～4　（略） 5　役員の氏名等 （中略） （記載上の注意） 1　法第121条の９第１項において準用する保険業法第308条の３第１項の指定申請書又は法第121条の９第１項において準用する保険業法第308条の18第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の使命を当該役員の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書きで併せてて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。 2～4　（略） 6　（略） 7　役員の兼職状況 （中略） （記載上の注意） 1　法第121条第１項において準用する保険業法第308条の３第１項の指定申請書又は法第121条の９第１項において準用する保険業法第308条の18第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の使命を当該役員の使命に合わせて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書きで合わせて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。 2～4　（略） 8～13　（略）

附　則

第一条　この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

第二条　改正法附則第二十五条の規定に基づき、全国連合会が特定組合の監査の事業を行う間、この省令による改正前の水産業協同組合法施行規則第二百三十条の規定は、なおその効力を有する。

第三条　この省令による改正後の水産業協同組合法施行規則別紙様式は、改正法の施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。